川西市立緑台中学校

自転車通学等安全規則

１，はじめに
２，自転車通学を認める対象者について
３，通学に使用する自転車について
４，自転車による通学時の注意事項について
５，自転車での通学路等について
６，校内・駐輪場内での注意事項について
７，交通ルールについて
８，その他（保険など）について

１，はじめに

通学時の自転車利用にあたっては、生徒自身が自らの命を守るために交通ルールを身につけ、安全に運転する意識を持たなければなりません。

また、自転車は車両（軽車両）に該当し、法令（道路交通法や道路交通法施行規則等）の適用を受けることになるため、悪質な運転をした場合は、触法行為となり処罰される対象となることも、理解しておく必要があります。

従って、学校は生徒に対して自転車の安全運転について指導を行い、交通法規はもちろんのこと、本規則の内容を生徒自身が十分に理解した上で、通学時の自転車利用を許可することとします。

２，自転車通学を認める対象者について

校区外の市認可地域クラブ（以下、地域クラブ）に平日放課後に参加する生徒（校区外の活動場所に参加する日に限る）

３，通学に使用する自転車について

①通学用の自転車は、右図のようなタイプで、両立て（両脚）のスタンドと後部の荷台があるものを推奨します。

②電動アシスト付き自転車は使用可能とします。

③通学に利用する自転車には、学校が発行する「自転車鑑札シール」（許可シール）を自転車の所定の場所（後輪泥よけ）に貼ってください。

④利用する自転車は、防犯登録を行ってください。



４，自転車による通学時の注意事項について

①乗車時は常にヘルメットを着用し、あごひもはしっかりと締めてください。

②リュック以外の荷物は、カゴに入れるか荷台にくくりつけるなどして、安全に運転できるようにしてください。

③駐輪時には、必ず鍵をかけるようにしてください。

④雨天時に自転車通学をおこなう場合は、傘を使用せずレインコート等を着用してください

⑤万が一事故に遭った場合は、周辺の人に声をかけて、警察、在学校に連絡してください。

5，自転車での通学路等について

①通学時は、学校が指定する次の通学ルートを走行してください。

②その他の道路は、できるだけ見通しがよい主要な道路を使用してください。

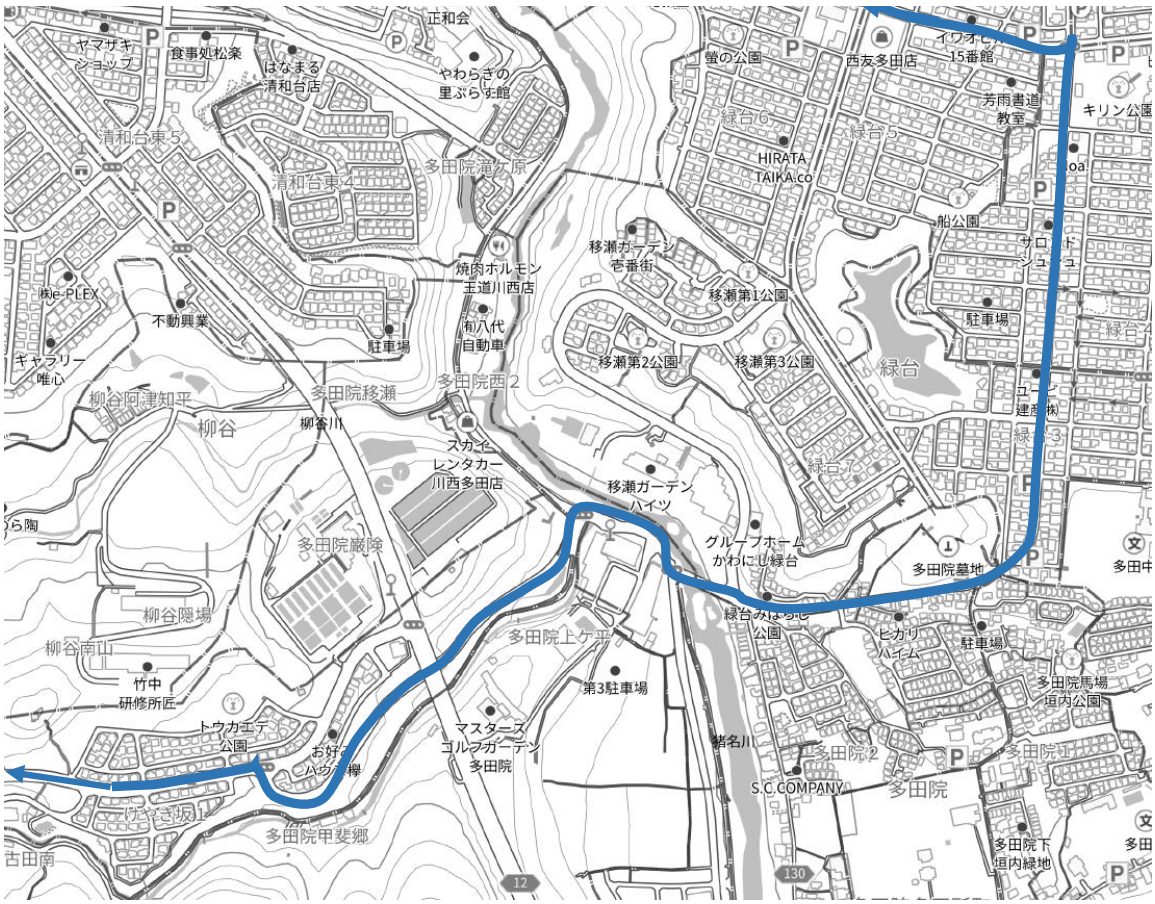
③学校が指定する乗車禁止区域では、必ず自転車から降りて手で押して進んでください。

【通学路地図】

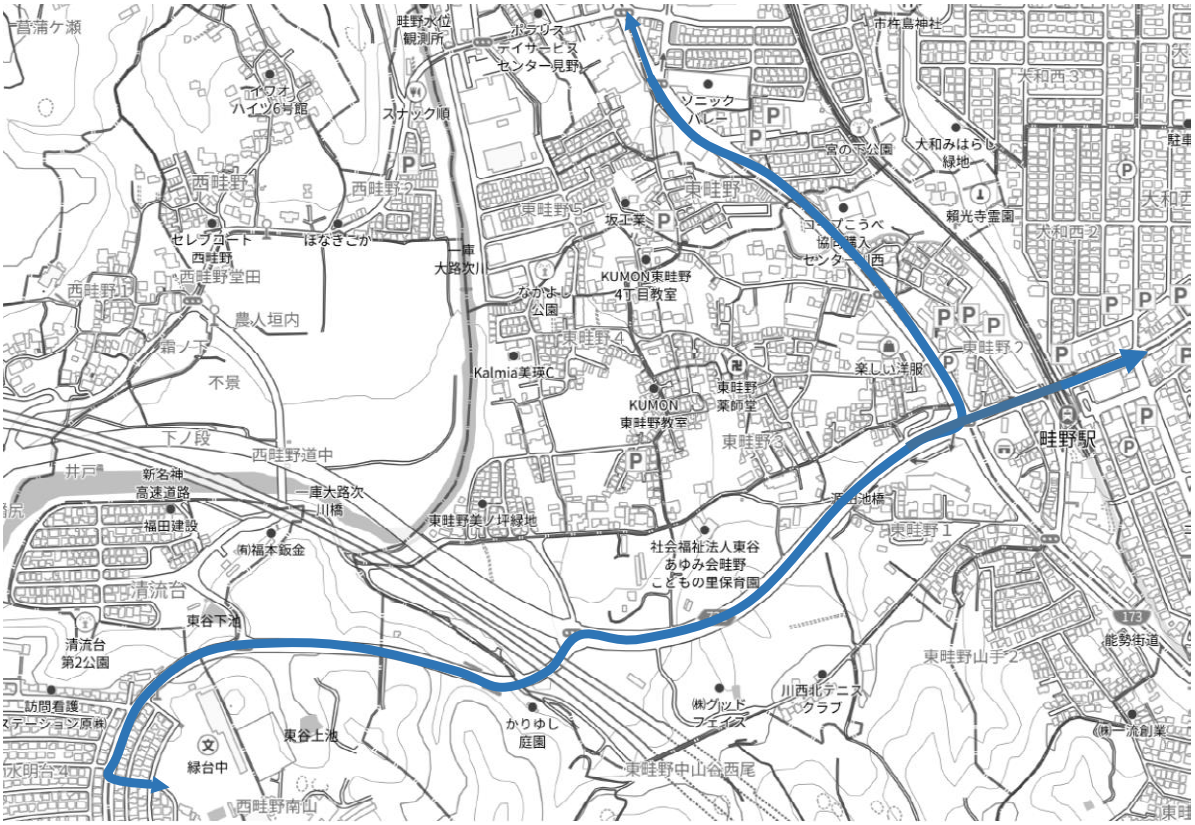
【緑台中学校区】



【けやき坂方面】


正和会
ヤマザキショップ
食事処松楽
はなまる清和台店
やわらぎの里ぷらす館
清和台東5
清和台東4
多田院滝ケ原
螢の公園
西友多田店
イワオビル15番館
芳雨書道教室
キリン公園
緑台6
緑台5
HIRATA TAIKA.co
船公園
サロード ジュジュ
移瀬ガーデン壱番街
焼肉ホルモン玉道川西店
移瀬第1公園
駐車場
緑台
移瀬第2公園
移瀬第3公園
㈱e-PLEX
不動興業
ギャラリー唯心
有八代自動車
駐車場
柳谷阿津知平
柳谷
多田院移瀬
柳谷川
多田院西2
スカイレンタカー川西多田店
緑台7
緑台3
移瀬ガーデンハイツ
グループホームかわにし緑台
多田院墓地
多田中
多田院巌除
柳谷隠場
柳谷南山
緑台みはらし公園
ヒカリハイム
駐車場
多田院上ケ平
竹中研修所匠
第3駐車場
多田院馬場垣内公園
トウカエデ公園
お好み ハウス欅
マスターズゴルフガーデン多田院
猪名川
多田院2
S.C.COMPANY
多田院
多田院下垣内緑地
多田
けやき坂1
多田院甲斐郷
古田南
12
130

【畦野方面】


菅蒲ケ瀬
畦野水位観測所
ボランティアセンター見野
市杵島神社
イワオハイツ6号館
スナック順
ソニックバレー
大和西3
宮の下公園
大和みはらし緑地
西畦野
東畦野
坂上業
てこうべ協力隊入センター西
大和西
賴光寺霊園
セレブコート西畦野
ほなさこか
一車大路次
西畦野堂田
KUMON東畦野4丁目教室
なかよし公園
農人垣内
霜ノ下
東畦野4
Kalmia美琴C
楽しい洋服
不景
KUMON東畦野教室
東畦野薬師堂
畦野駅
下ノ段
西畦野道中
井戸
新名神高速道路
一車大路次川橋
福田建設
東畦野第一緑地
東畦野1
㈲福本鈑金
社会福祉法人東谷あゆみ会畦野こどもの里保育園
清流台
東谷下池
清流台第2公園
能勢街道
東畦野山手2
川西北テニスクラブ
㈱グリッドフェイズ
かりゆし庭園
東谷上池
緑台中
東畦野中山谷西尾
西畦野南山
㈱一流創業
173

６，校内・駐輪場内での注意事項について

①駐輪場は、緑台中学校の運動場です。駐輪場の使用方法や運用に関するルール等は、追ってお知らせします。

②学校敷地内や駐輪場内では、自転車から降車して手で押して進んでください。

③自転車は、決められたスペースに整然と並べて駐輪してください。

④駐輪場内では必ず自転車に施錠し、倒れないようスタンドをしっかり立てて駐輪してください。

７，交通ルールについて

道路交通法などの法令で規定されている交通ルールは厳守してください。

主な自転車利用に関する交通ルールを次の通り示しますが、兵庫県警が作成する「自転車ルールハンドブック」等の内容を必ず確認するようにしてください。

①自転車の通行場所は、車道の左側、もしくは自転車通行可の歩道の車道側。

②他の自転車との並進、二人乗り、傘差し運転等の片手運転は禁止する。

③日没後はライトを点灯する。

④信号や標識を守り、交差点では安全の確認をする。

⑤いかなる場合も歩行者を優先する。

⑥整備不良自転車は利用しない。（以下の事項に注意）

・ブレーキの点検・警音器（ベル）、反射板の備え付け・タイヤの空気圧の確認

・駐輪時の施錠

⑦その他、スピードを控えめにするなど、交通ルールだけでなくマナーを守った運転を心がける。

８，その他（保険など）について

①通学中の自転車事故も、日本スポーツ振興センターの保険適用対象です。

ただし、通学経路から著しく外れた場所での事故等は対象外となります。

学校から地域クラブ間、地域クラブから自宅間は、地域クラブで加入している「スポーツ安全保険」の対象となります。

②自転車損害賠償保険には必ず加入してください。